

## 県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の取扱いの緩和について（お知らせ）

令和3年4月2日  
広島県

### 1 趣旨

国の「防災・減災，国土強靱化のための5か年加速対策」の円滑な執行を図るため，県外に主たる営業所・本店を有する業者（以下「県外業者」という。）を下請業者又は主要資材の購入先とする場合の取扱いを緩和します。

### 2 内容

県の発注する工事において，やむを得ない理由により県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については，理由書及び主要資材購入先名簿の提出を求めているところですが，災害に関連する工事以外についても，県外業者を下請業者又は主要資材の購入先とする場合については，理由書の提出を求めないこととします。

### 3 適用期間

令和3年4月2日以降に指名・公告する工事から適用する。

問合せ先：土木建築局建設産業課  
電話：082-513-3821（ダイヤルイン）